様式第２号（第７条関係）

会議の開催結果

１　会議の名称	平成２６年度第１回さいたま市ＣＳＲ推進会議
２　会議の開催日時	平成２６年６月９日（月） 午後４時から午後５時４０分まで
３　会議の開催場所	市役所本庁舎２階　特別会議室
４　出席者名	秋山佳津美委員、池村治久委員、泉貴嗣委員、河野郁子委員、利根忠博委員長、西田陽光委員、松田文子委員、宮崎裕雅委員、山口恵美子委員、他　事務局職員
５　議題及び公開又は非公開の別	（１）委員長互選 （２）ＣＳＲ推進施策平成２６年度事業計画について （３）ＣＳＲ推進施策中長期的方向性について （公開又は非公開の別） 公開
６　非公開の理由	
７　傍聴者の数	
８　審議した内容	（１）ＣＳＲ推進施策平成２６年度事業計画について （２）ＣＳＲ推進施策中長期的方向性について
９　問合せ先	経済局経済部経済政策課 電話番号　０４８－８２９－１３６２
10　その他	

平成２６年度 第１回
さいたま市ＣＳＲ推進会議 次第

日時　平成２６年６月９日（月）１６時
場所　さいたま市役所　特別会議室

１　開　　会

２　委嘱状交付

３　あいさつ

４　議　　事

（１）委員長互選

（２）ＣＳＲ推進施策平成２６年度事業計画について

（３）ＣＳＲ推進施策中長期的方向性について

５　閉　　会

＜配付資料＞

１　次第
２　委員名簿
３　座席表

資料１　ＣＳＲ推進施策平成２６年度事業計画について(表)
資料２　ＣＳＲ推進施策平成２６年度事業計画について・
　　　　中長期的方向性について

参考資料１　さいたま市附属機関の設置等に関する条例
参考資料２　さいたま市ＣＳＲ推進会議規則
参考資料３　さいたま市ＣＳＲ推進会議　平成２６年度日程
参考資料４　さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証制度要綱
参考資料５　さいたま市ＣＳＲチェックリスト（第２版）
参考資料６　さいたま市ＣＳＲガイダンス
参考資料７　さいたま市ＣＳＲロゴマーク取扱説明書
参考資料８　さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業募集案内
参考資料９　さいたま市ＣＳＲセミナー２０１４チラシ
参考資料 10　さいたま市産業振興ビジョン

さいたま市ＣＳＲ推進会議委員名簿

委嘱期間：平成２６年６月９日から平成２８年３月３１日まで

氏名	所属
秋山　佳津美	生活協同組合パルシステム埼玉理事
池村　治久	株式会社タムロンＣＳＲ推進室長
泉　貴嗣	允治社代表社員
小澤　正信	さいたま商工会議所事務局長
黒田　かをり	一般財団法人ＣＳＯネットワーク事務局長
河野　郁子	特定非営利活動法人さいたまＮＰＯセンター
利根　忠博	一般社団法人埼玉県経営者協会名誉会長
永澤　映	特定非営利活動法人コミュニティビジネスサポートセンター代表理事
西田　陽光	一般社団法人次世代社会研究機構代表理事
松田　文子	公益財団法人労働科学研究所特別研究員
宮崎　裕雅	株式会社武蔵野銀行常務執行役員地域サポート部長
山縣　秀司	公益財団法人さいたま市産業創造財団理事長
山口　恵美子	山口社会保険労務士・行政書士オフィス代表

（五十音順・敬称略）

資料1

さいたま市ＣＳＲ推進施策　平成２６年度事業計画について

資料2

平成26年度第1回CSR推進会議

さいたま市ＣＳＲ推進施策　平成２６年度事業計画 及び 中長期的方向性について

項 目

1. 制度定着のための周知
2. 個別経営支援
3. コニュニティの形成
4. 制度確立に向けて（チェックリスト・調査体制）

項目	平成２６年度事業計画	中長期的方向性
1. 制度定着のための周知	1. 平成26年度認証企業の募集 （1）認証制度認知していただくため、複数のチャンネルによる周知 ①CSRセミナー2014兼応募説明会を開催（6月26日(木)） ②経済団体への周知 ・対象企業の推薦等 ③巡回相談会の実施 ④金融機関支店へのアプローチ ⑤マスコミ媒体へ情報提供 2. 認証企業の定着 （1）第1期（平成24年度）認証企業の再認証 ①再認証の審査内容を再認証告知までに決定 3. CSR経営の普及 （1）市職員がCSR及びCSR推進施策を理解する ①職員研修の中で対応	1. CSR経営の普及 （1）市職員がCSR及びCSR推進施策を理解する ①職員研修の中での対応を続ける

1． 制度定着のための周知	（2）市民にCSR及び市内企業のCSR経営を認知していただく ①市広報媒体(市報・電子掲示板等)にてCSRを周知 ②マスコミ媒体へ情報提供 ③ラジオ番組への出演し市制度及び認証企業の CSR 経営をPR ア. さいたま市を中心とした「中小企業のCSR」をリアリティにフォーカス イ. 学生の企業観・職業観にCSRの観点から刺激を与える ウ. 認証企業のPRの場づくりとする	（2）市民にCSR及び市内企業のCSR経営を認知していただく ①マスメディア等を通じ、CSRチャレンジ認証企業のPRのみならず、市として中小企業におけるCSR経営を周知 ②市広報媒体(市報・SNS・情報掲示板等)にてCSR を周知 ③業種別専門紙・一般紙の取材を受ける ④市施設でのCSR施策パネル紹介、等 （3）周辺自治体へ本市中小企業CSR施策を周知する ①周辺自治体へ本市施策を説明し、行政・企業同士の連携を図る。 →周辺市町の企業CSR普及は本市企業のCSR経営の持続的普及へもつながる

項目	平成２６年度事業計画	中長期的方向性
2． 個別経営 支援	1．CSR経営に関する各種情報提供 ・認証企業に随時CSR関連情報をメール等で送付する。 2．自己評価シートによる自社状況の把握支援 ・認証企業向けの自己評価シートを用意し、各企業に記入していただくことで、自社の状況を把握していただく。各企業を訪問し、個別の相談に応じる。 3．平成25年度企業CSR目標の中間評価 ・自己評価シートをもとに必要に応じてフォローアップ訪問し、後半の目標設定をするとともに個別の支援を検討する。 4．企業別勉強会の開催 ・平成25年度まで実施していた部課長対象のミドルマネジメントセミナーを見直し、希望する企業に対して個別の出張勉強会を実施することで、CSRの企業内浸透を図る。 5．エグゼクティブセミナーの開催 ・受講対象：第3期（平成26年度）認証企業の代表者（経営者）・役員・後継候補者（子弟など） ・実施形態：講義及びワークショップ形式 ・実施時期：1回2～3時間程度、平成27年1月～3月に3回実施 ・実施場所：認証企業各社の会議室を借用(企業見学を含む) ・講師　　：CSR等の専門家を予定	1．第2期(平成25年度)・第3期(平成26年度)認証企業に対する支援 ・チェックリスト改定を踏まえた経営支援 2．合同CSR報告書の作成 ※平成26年度に基礎資料収集を行う 3．ステークホルダーイエローページの編集 ・チェックリストの項目毎に専門家やNPO・市民団体等をリストアップしたデータベースを提供し、企業が自発的に行動できることを目指す。 4．専門家派遣制度の導入 ・既存の市産業創造財団での支援を活用 ・「4．ステークホルダーイエローページ」の活用 5．経済的インセンティブの導入有無の検討 ［他認証機関の例］①金融機関における融資商品の開発 ②官公需における入札制度 6．CSR調達を志向したプロモーション ・大手企業へ当市CSRチャレンジ認証企業を案内 7．さいたま市ＣＳＲ専用ホームページの開設 ［機能］①認証企業の広報支援 ②認証企業のCSR情報の発信 ③企業同士の交流 ④認証企業の支援のオンライン化 例）認証企業の CSR 実践状況の「見える化」 ⑤認証企業の事務手続・応募企業の申請手続のオンライン化

項目	平成２６年度事業計画	中長期的方向性
３． コミュニティの 形成	１．CSRコミュニティ段階別支援 （１）CSRコミュニティ中核企業の発掘・育成 ・2年間の事業の中で認証企業でもCSRに対する考えや想いに温度差があることが分かった。第1期(平成24年度)、第2期(平成25年度)の認証企業のうちCSRコミュニティの核となることを期待する企業を選択し、勉強会等を通して動機づけを行う ・対象：第1期・第2期認証企業　各期約3者 ・まずはこれらの企業の親睦を深める 互いの会社見学→CSRの協働→市外のCSR実践企業との勉強会・企業訪問の実施 （２）CSRコミュニティの認知 ①さいたま市内企業及び経済団体への情報発信　→参加要請 ②さいたま市内優良企業及び経済団体との意見交換会 ③展示会出展等による市内外企業との交流とCSRコミュニティ活動の認知 ２．具体的な展示会出展等 ①第2回CSRサミット（横浜：10月頃） （昨年度はさいたま市で開催） ②コラボさいたま（スーパーアリーナ：11月7日～9日） ③エコプロダクト2014（東京ビッグサイト：12月11日～13日）	１．CSRコミュニティ段階別支援 （１）CSRコミュニティ中核企業の発掘・育成を継続 ・新たな認証企業の中で核となる企業も発掘・育成する。 （２）CSRコミュニティの拡大と深化 ①さいたま市外企業との意見交換会 ②中小企業CSRサミットの継続的参加 ③共通課題の発見と解決、個別マッチングなど

項目	平成２６年度事業計画	中長期的方向性
４． 制度の確立に向けて （チェックリスト・調査体制）	１．CSRチェックリストの修正等を検討 ・修正等が必要な項目を検討し、改訂版を作成する。 ・平成27年度審査より適用する。	１．CSRチェックリストの磨き上げ （１）各チェック項目が、ISO26000との整合性を示す7つの中核項目のどこに対応するのかを表示する。 ・チェック項目とISO26000の関連について、一定の持続性を持たせる。 ・市内企業が大手企業からのCSR調達に対応する観点から、ISO26000に該当する箇所を提示する。 (2)英文翻訳を併記する ・市内企業が外資との取引において海外CSR調達することを考慮し、チェックリスト及び制度概要を併記する。 ２．外部調査員等の設置 ・認証審査を詳細かつ効率的に進めるため、書類審査・現地調査を外部に依頼した調査員（専門家）が行う体制にする。 ↓ 調査結果を市へ報告 ↓ CSR推進会議にて審査

さいたま市条例第２号

さいたま市附属機関の設置等に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、法令又は他の条例で別に定めるもののほか、執行機関の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置及び担任事務）

第２条　別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

２　附属機関の担任する事務は、別表担任事務の欄に掲げるとおりとする。

（組織）

第３条　附属機関の委員の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

２　委員は、別表委員の構成の欄に掲げる者のうちから、それぞれ同表執行機関の欄に掲げる執行機関が委嘱し、又は任命する。

（任期）

第４条　委員の任期は、別表委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（臨時委員及び専門委員）

第５条　執行機関は、必要があると認めるときは、附属機関に、特別の事項を調査審議させるための臨時委員及び専門の事項を調査させるための専門委員を置くことができる。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（任期の特例）

２　この条例の施行後、次の各号に掲げる附属機関の委員として最初に委嘱され、又

は任命される者の任期は、第４条第１項本文の規定にかかわらず、当該各号に掲げる日までとする。

⑴　さいたま市入札監視・苦情検討委員会　平成２７年６月３０日

⑵　さいたま市大宮盆栽美術館運営委員会　平成２６年５月３１日

⑶　さいたま市健康診査等に係る事故・紛争等対応委員会　平成２７年３月３１日

⑷　さいたま市地域密着型サービス運営委員会　平成２７年３月３１日

⑸　さいたま市療育手帳判定審査委員会　平成２７年８月１９日

⑹　さいたま市健康科学研究センター倫理委員会　平成２７年３月３１日

⑺　さいたま市大規模小売店舗立地審議会　平成２７年３月３１日

⑻　さいたま市学校結核対策委員会　平成２７年３月３１日

⑼　さいたま市美術品等選考評価委員会　平成２７年６月３０日

別表（第２条―第４条関係）

執行機関	附属機関	担任事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
市長	さいたま市入札監視・苦情検討委員会	入札及び契約の過程並びに契約の内容についての調査審議及び建議並びに政府調達に関する協定の対象となる調達に係る苦情についての調査審議に関する事務	５人	地方公共団体の入札及び契約の制度に関し識見を有する者	２年
	さいたま市大宮盆栽美術館運営委員会	さいたま市大宮盆栽美術館の適正な運営を図るための基本的な事項についての調査審議及び建議に関する事務	１０人以内	⑴　学識経験を有する者 ⑵　関係行政機関の職員 ⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	２年
	さいたま市健康診査等に係る事故・紛争等対応委員会	市が実施する健康診査等による健康被害、事故及び紛争に係る状況の調査及び事後対策、再発防止策等の調査審議に関する事務	１０人以内	⑴　学識経験を有する者 ⑵　関係団体の代表者 ⑶　市職員	２年
	さいたま市予防接種健康被害調査委員会	予防接種法（昭和２３年法律第６８号）に基づく予防接種による健康被害その他予防接種に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	１５人以内	⑴　学識経験を有する者 ⑵　関係団体の代表者 ⑶　市職員	２年
	さいたま市西・北・大宮・見沼・岩槻福祉事務所老人ホーム入所判定委員会	さいたま市西福祉事務所、さいたま市北福祉事務所、さいたま市大宮福祉事務所、さいたま市見沼福祉事務所及びさいたま市岩槻福祉事務所における老人ホームへの入所措置の要否についての審査に関	５人以内	⑴　保健所長 ⑵　医師 ⑶　地域包括支援センターの職員 ⑷　老人福祉施設の職員	委嘱の日からその日の属する年度の末日まで

	する事務			
さいたま市中央・桜・浦和・南・緑福祉事務所老人ホーム入所判定委員会	さいたま市中央福祉事務所、さいたま市桜福祉事務所、さいたま市浦和福祉事務所、さいたま市南福祉事務所及びさいたま市緑福祉事務所における老人ホームへの入所措置の要否についての審査に関する事務	５人以内	⑴　保健所長 ⑵　医師 ⑶　地域包括支援センターの職員 ⑷　老人福祉施設の職員	委嘱の日からその日の属する年度の末日まで
さいたま市地域密着型サービス運営委員会	介護保険法（平成９年法律第１２３号）に基づく地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定の可否、事業者の指定基準及び介護報酬の設定その他地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営の確保に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	１０人以内	⑴　保健、医療又は福祉に関し識見を有する者 ⑵　介護保険の被保険者 ⑶　関係団体の代表者	３年
さいたま市療育手帳判定審査委員会	療育手帳の交付に係る障害程度の判定に関する不服申立て及び療育手帳に係る障害程度の判定に関し必要な事項についての審査に関する事務	３人以内	学識経験を有する者	３年
さいたま市医療保護入院等のための移送に関する審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第１９条の４第２項第４号に規定する指定医による判定の要否についての審査に関する事務	５人以内	⑴　精神保健指定医 ⑵　弁護士 ⑶　精神保健福祉士	２年
さいたま市健康科	さいたま市健康科学研	６人以	⑴　公衆衛生に関	２年

	学研究センター倫理委員会	究センターにおいて実施する研究に係る倫理的配慮についての審査に関する事務	内	し識見を有する者 ⑵　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	
	さいたま市ＣＳＲ推進会議	事業者等における事業活動の維持及び拡大と社会的健全性を両立させた経営の実践に係る市の施策及び事業者等の取組の推進に関し必要な事項についての調査審議並びに当該経営を実践する事業者等の認証についての審査に関する事務	１５人以内	⑴　産業政策又は企業経営に関し識見を有する者 ⑵　関係団体の代表者 ⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	２年
	さいたま市研究開発型企業認証審査委員会	独創性及び革新性に優れた技術を有する研究開発型企業の認証についての審査に関する事務	１０人以内	産業技術又は企業経営に関し識見を有する者	委嘱の日からその日の属する年度の末日まで
	さいたま市大規模小売店舗立地審議会	大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第２条第２項に規定する大規模小売店舗の立地に係る周辺の地域の生活環境の保持に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	１０人以内	⑴　学識経験を有する者 ⑵　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	２年
	さいたま市伝統産業委員会	市における伝統産業及び伝統産業事業所の指定についての審査並びに伝統産業の活性化に必要な事項についての調査審議に関する事務	８人以内	⑴　伝統産業に関し識見を有する者 ⑵　関係団体の代表者	２年
	さいたま市外国人市民委員会	外国人市民に係る施策及び誰もが住みやすい	１０人以内	⑴　公募による市民	２年

		多文化共生社会の推進に向けた方策等についての調査審議及び建議に関する事務		⑵　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	
教育委員会	さいたま市学校結核対策委員会	さいたま市立学校における結核対策に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	１５人以内	⑴　学識経験を有する者 ⑵　保健所長 ⑶　教育職員	２年
	さいたま市美術品等選考評価委員会	さいたま市うらわ美術館に収蔵する美術品等の収集に係る選考及び評価に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	５人以内	学識経験を有する者	２年

さいたま市規則第９２号

さいたま市ＣＳＲ推進会議規則

（趣旨）

第１条　この規則は、さいたま市附属機関の設置等に関する条例（平成２６年さいたま市条例第２号）第６条の規定に基づき、さいたま市ＣＳＲ推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員長）

第２条　推進会議に委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第３条　推進会議の会議は、委員長が招集する。

２　推進会議の会議の議長は、委員長をもって充てる。

３　推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

４　推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第４条　推進会議の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の過半数の同意を得たときは、公開しないことができる。

（庶務）

第５条　推進会議の庶務は、経済局において処理する。

（委任）

第６条　この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

参考資料３

さいたま市ＣＳＲ推進会議
平成２６年度日程

	月日	議事
第１回	平成２６年 ６月９日(月)	(1)委員長互選 (2)ＣＳＲ推進施策平成２６年度事業計画について (3)ＣＳＲ推進施策中長期的方向性について
第２回	平成２６年 ９月下旬	(1)平成２６年度応募企業の審査について (2)平成２４年度認証企業の再認証について
第３回	平成２７年 １月上旬	(1)認証企業に対する支援について (2)次年度の制度見直しの必要性について ○平成２６年度認証企業との意見交換会
第４回	平成２７年 ３月上旬	(1)平成２４年度認証企業の再認証審査について (2)ＣＳＲ推進施策平成２７年度事業計画について

さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証制度要綱

（目的）

第１条　この告示は、自らの事業活動の維持及び拡大を図りつつ、社会的健全性を両立させた経営を実践して、企業の社会的責任の推進を図ろうとする取組（以下「ＣＳＲ」という。）に意欲のある中小企業を、市がさいたま市ＣＳＲチャレンジ企業として認証し、認証企業の成長及びその取組を支援することにより、地域経済の持続可能な発展及び本市産業のイメージアップを図り、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この告示において「中小企業」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

⑴　資本金の額若しくは出資の総額が３億円以下又は常時使用する従業員の数が３００人以下の会社であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第４号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

⑵　資本金の額若しくは出資の総額が１億円以下又は常時使用する従業員の数が１００人以下の会社であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

⑶　資本金の額若しくは出資の総額が５千万円以下又は常時使用する従業員の数が１００人以下の会社であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

⑷　資本金の額若しくは出資の総額が５千万円以下又は常時使用する従業員の数が５０人以下の会社であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

⑸　有限責任事業組合契約に関する法律（平成１７年法律第４０号）第２条に規定する有限責任事業組合

⑹　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成１０年法律第９０号）第２条第２項に規定する投資事業有限責任組合

⑺　中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）第３条に規定する中小企業等協同組合

⑻　農業協同組合法（昭和２２年法律第１３２号）第７２条の３に規定する農事組合法人

２　この告示において「暴力団等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

⑴　暴力団（さいたま市暴力団排除条例（平成２４年さいたま市条例第８６号。以下「暴力団排除条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

⑵　暴力団員（暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

⑶　暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者をいう。）

⑷　前３号に準じるもので市長が別に定めるもの

３　この告示において「暴力団等関係企業」とは、次の各号のいずれかに該当する企業をいう。

⑴　暴力団等が経営を支配していると認められる企業

⑵　暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる企業

⑶　暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる企業

⑷　役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる企業

⑸　暴力団等を不当に利用していると認められる企業

（ＣＳＲチェックリスト）

第３条　市長は、市内の中小企業がＣＳＲを推進すべき指針として作成するＣＳＲチェックリスト（以下「チェックリスト」という。）に、企業が法令を遵守しながら経済的利益を追求し、企業価値を維持していく責任に関する項目（以下「守るＣＳＲ」という。）及び企業が事業活動を通じ、社会問題に参画することで企業価値を創造し、その成果を社会と共有する責任に関する項目（以下「伸ばすＣＳＲ」という。）を記載するものとする。

（募集）

第４条　さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業の認証申請の募集は、毎年度１回、期間を定めて行うものとする。

（申請）

第５条　さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業の認証を申請できる者は、次の各号のいずれにも該当する中小企業とする。

⑴　市内に本社又は本店を有する中小企業

⑵　申請日現在において、市内で３年以上継続して事業を営んでいる中小企業

２　さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業の認証を受けようとする者（以下「申請企業」という。）は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を市長に提出しなければならない。

⑴　さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証申請書（様式第１号）

⑵　さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業の認証に係る誓約書（様式第２号）

⑶　さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証制度応募用チェックリストの自己診断結果票

⑷　登記事項証明書、定款その他の書類で市内で３年以上継続して事業を営んでいることを証明するもの

⑸　許認可等を要する業にあっては、当該許認可等を受けていることを証する書類の写し

⑹　直近の法人市民税納税証明書の写し

⑺　申請日の属する事業年度以前直近２期分の貸借対照表及び損益計算書

⑻　会社案内、パンフレットその他の申請企業の事業内容を紹介するもの

⑼　前各号に掲げるもののほか、申請様式の記載内容を補足するもの

（欠格事由）

第６条　次の各号のいずれかに該当する企業は、さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業の認証を受けることができない。

⑴　暴力団等関係企業

⑵　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業に該当し、又は類似する企業

⑶　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てがなされた企業

⑷　法人税、法人市民税、労働保険料その他の租税公課（現に納付手続又は行政審

判を行っているものを除く。）を滞納している企業

⑸　労働基準監督署からの是正勧告（必要な措置の実施について労働基準監督署に報告をした場合を除く。）を受けた企業で、当該是正勧告の日から３年を経過していないもの

⑹　事業に関して法令に違反し、国又は地方公共団体から行政処分を受けた企業で、当該処分の日から３年を経過していないもの

⑺　営業上の便宜を得る目的で、政治家及び国又は地方公共団体の公務員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる企業

⑻　直近の２会計年度において、連続して債務超過であり、かつ、連続して赤字である企業

⑼　前各号に掲げるもののほか、公の秩序若しくは善良な風俗に反するおそれがあると認められる企業

（審査）

第７条　市長は、第５条第２項の規定による申請があったときは、当該申請書等に記載された事項（以下「申請内容」という。）を審査するものとする。

２　市長は、申請企業に対し、申請内容に関する説明又は意見を聴くことができる。

３　市長は、申請企業に対し、申請内容に関する現地調査を実施し、及び必要な資料の提出を求めることができる。

（調査等の実施）

第８条　市長は、前条に規定する審査に当たり、次に掲げる調査等を実施する。

⑴　関係書類と照合し、申請内容の整合性及び第６条各号に規定する欠格事由の該当状況を確認する書類調査

⑵　申請企業の代表者、役員及び従業員に対する聴取り、書類の閲覧及び照合、施設等の視察その他適当な方法による現地調査

２　前項の規定による調査等の実施に当たっては、必要に応じて申請企業に対して提出書類の修正又は追加を求めることができる。

（さいたま市ＣＳＲ推進会議による審査）

第９条　市長は、前条の規定による調査等を行った場合は、その調査結果を添えて、さいたま市附属機関の設置等に関する条例（平成２６年さいたま市条例第２号）別

表に規定するさいたま市ＣＳＲ推進会議（以下「推進会議」という。）に申請企業の認証について審査を行わせるものとする。

２　市長は、必要に応じて前条第１項第２号に規定する現地調査に推進会議の委員を参加させることができる。

３　推進会議は、第１項の規定による審査が終了したときは、その結果を遅滞なく市長に報告しなければならない。

（認証基準）

第１０条　認証に関する基準（以下「認証基準」という。）は、以下のとおりとする。

⑴　チェックリストに記載される「守るＣＳＲ」に掲げる自己診断に係る項目（当該申請企業に該当しない自己診断に係る項目を除く。）について、５０パーセント以上該当すること。

⑵　チェックリストに記載される「伸ばすＣＳＲ」に掲げる自己診断に係る項目について、２０パーセント以上該当すること。

（認証の決定）

第１１条　市長は、第９条第３項に規定する審査の結果を踏まえ、認証の可否を判断するものとする。

２　市長は、前項の場合において認証基準に適合すると判断したときは、さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業の認証を決定し、さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証書（様式第３号）を申請企業に交付するものとする。

３　市長は、第１項の場合において認証基準に適合しないと判断したときは、さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証申請に係る結果通知書（様式第４号）により、その旨を申請企業に通知するものとする。

（認証の表示）

第１２条　認証企業は、さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業の認証を受けたことを表示することができる。

（認証企業の支援）

第１３条　市長は、認証企業に対し必要に応じて適当な支援を行うものとする。

（認証内容の変更）

第１４条　認証企業は、さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証申請書の記載事項に変

更（市長が認める軽微な変更を除く。）が生じたときは、さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証申請事項変更届出書（様式第５号）に当該変更内容を記載し、速やかに市長に提出しなければならない。

（認証期間）

第１５条　さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証の有効期間は、第１１条第２項の規定により認証を決定した日から２年を経過した日以後の最初の３月３１日までとする。

（認証の取消し）

第１６条　市長は、認証企業が次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消すことができる。

⑴　第５条第１項第１号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

⑵　第６条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

⑶　虚偽の申請により認証を受けたとき。

⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が不適格と判断したとき。

（損害賠償）

第１７条　認証企業の事業活動等により、第三者に対する市の損害賠償債務が生じた場合には、認証企業は、当該損害賠償債務を引き受けるものとする。

（その他）

第１８条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成２４年８月３１日から施行する。

附　則

この告示は、平成２６年４月１日から施行する。

様式第１号(第５条関係)

年　　月　　日

さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証申請書

(宛先)さいたま市長

本社又は本店所　在　地	〒　　－ さいたま市　　区
フリガナ	
企　業　名	
フリガナ	
代表者氏名	㊞

さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業の認証を受けたいので、必要な書類を添えて次のとおり申請します。

１　企業概要

設立年月日	年　　月　　日	
資　本　金	円	
従業員数	名（うち正社員　　　名）	
ホームページＵ　Ｒ　Ｌ	http://	
業種番号		※別紙の「業種分類表」から最も該当する番号を１つだけ選んでください。
事業概要		

2　これまで取り組んできたＣＳＲ活動実績

3　応募動機・目的

4　今後取り組みたいＣＳＲ活動のテーマ・目標

5　ご連絡担当者

<table>
<tr><td>フ　リ　ガ　ナ</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">部署・役職</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏　　　　　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>連絡先住所</td><td colspan="4">〒　　　－</td></tr>
<tr><td>電　話　番　号</td><td>（代表）</td><td colspan="3">（直通）</td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ番号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>メールアドレス</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備　考

申請に必要な書類は、次のとおりです。

⑴　さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業の認証に係る誓約書（様式第２号）

⑵　さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証制度応募用チェックリストの自己診断結果票

⑶　登記事項証明書、定款その他の書類で市内で３年以上継続して事業を営んでいることを証明するもの

⑷　許認可等を要する業にあっては、当該許認可等を受けていることを証する書類の写し

⑸　直近の法人市民税納税証明書の写し

⑹　申請日の属する事業年度以前直近２期分の貸借対照表及び損益計算書

⑺　会社案内、パンフレットその他の申請企業の事業内容を紹介するもの

⑻　その他申請様式の記載内容を補足するもの

※　なお、今後の審査において、追加して資料の提出をお願いする場合もありますので、あらかじめご了承ください。

別　紙　業種分類表

⇩この番号を企業概要の「業種番号」に記入

番号	大分類	業種
1	農業、林業	
2	漁業	
3	鉱業、採石業、砂利採取業	
4	建設業	総合建設業
5		職別工事業（6を除く）
6		設備工事業
7	製造業	食料品製造業
8		食料・たばこ・飼料製造業
9		繊維工業
10		木材・木製品製造業(家具を除く)
11		家具・装備品製造業
12		パルプ・紙・紙加工品製造業
13		印刷・同関連業
14		化学工業
15		石油製品・石炭製品製造業
16		プラスチック製品製造業
17		ゴム製品製造業
18		なめし革・同製品・毛皮製造業
19		窯業・土石製品製造業
20		鉄鋼業
21		非鉄金属製造業
22		金属製品製造業
23		はん用機械器具製造業
24		生産用機械器具製造業
25		業務用機械器具製造業
26		電子部品・デバイス・電子回路製造業
27		電気機械器具製造業
28		情報通信機械器具製造業
29		輸送用機械器具製造業
30		その他製造業
31	電気・ガス・熱供給・水道業	
32	情報通信業	通信業
33		放送業
34		情報サービス業
35		インタネット附随サービス業
36		映像・音声・文字情報制作業
37	運輸業・郵便業	

⇩この番号を企業概要の「業種番号」に記入

番号	大分類	業種
38	卸売業	各種商品卸売業
39		繊維・衣服等卸売業
40		飲食料品卸売業
41		建築資材、鉱物・金属材料等卸売業
42		機械器具卸売業
43		その他の卸売業
44	小売業	各種商品小売業
45		織物・衣服・身に回り品小売業
46		飲食料品小売業
47		機械器具小売業
48		その他の小売業
49		無店舗小売業
50	金融業、保険業	
51	不動産業、物品賃貸業	
52	学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関
53		専門サービス業(他に分類されないもの)
54		広告業
55		技術サービス業(他に分類されないもの)
56	宿泊業、飲食サービス業	宿泊業
57		飲食店
58		持ち帰り・配達飲食サービス業
59	生活関連サービス、娯楽業	選択・理容・美容・浴場業
60		その他の生活関連サービス業
61		娯楽業
62	教育、学習支援業	
63	医療・福祉	医療業
64		保健衛生
65		社会保険・社会福祉・介護事業
66	複合サービス業	
67	その他サービス業	廃棄物処理業
68		自動車整備業
69		機械等修理業
70		職業紹介・労働者派遣業
71		その他の事業サービス業
72		その他のサービス業
73	その他	

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業の認証に係る誓約書

（宛先）さいたま市長

本社又は本店所在地	〒　　　－ さいたま市　　区
フリガナ	
企業名	
フリガナ	
代表者氏名	㊞

さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業の申請にあたり、さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証制度要綱（以下「要綱」という。）を遵守するとともに、次の事項について相違ないことを誓約します。また、今後においても、同様に誓約します。

なお、本誓約書の内容に虚偽が認められた場合は、要綱第１６条の規定により、認証の取消しを受けることに同意します。

１　当社は、暴力団等関係企業ではありません。

２　当社は、法人税、法人市民税等、労働保険料その他の租税公課（現に納付手続き中又は行政審判を行っているものを除く）に一切の滞納がありません。

３　当社は、過去３年間、事業に関して法令に違反したことにより行政処分を受けたことはありません。

４　当社は、適用される全ての法令を遵守しています。

５　さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証制度応募用チェックリストの自己診断結果票に虚偽の記載はありません。

６　当社の事業活動等を原因として、第三者に対する市の損害賠償責務が生じた場合は、要綱第１７条の規定により、当該損害賠償債務を引き受け、対処します。

７　申請書類に係る現地調査の実施にあたり、従業員の申告及び聴取りへの回答等に関し、圧迫及び威圧的言動を伴う指示若しくは不利益処遇の予告又はこれに類する言動を行いません。また、従業員の申告及び聴取りへの回答結果を理由として、従業員に対して不利益処遇を行いません。

様式第３号(第１１条関係)

認証第　　　　　　号

さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証書

（名称）

上記企業を、さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証制度要綱第１１条第２項の規定に基づき、さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業として認証する。

認証の有効期限は、　　年　　月　　日までとする。

年　　月　　日

さいたま市長　　清　水　勇　人　　　　印

様式第４号(第１１条関係)

年　　月　　日

第　　　　　号

（企　業　名）

（代表者氏名）

さいたま市長　　　　　　　印

さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証申請に係る結果通知書

年　　月　　日に受け付けた標記の認証申請については、次の理由により、認証に至らないものと決定いたしました。

（理由）

様式第５号(第１４条関係)

年　　月　　日

さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証申請事項変更届出書

（宛先）さいたま市長

本社又は本店 所　　在　　地	〒　　　－ さいたま市　　　　　区
企　　業　　名	
フリガナ	
代 表 者 氏 名	印

さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業の申請内容に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

１　認証番号

２　変更内容

変更前	変更後

３　変更理由

参考資料５　さいたま市ＣＳＲチェックリスト（第２版）

…別にデータを公開しております（冊子のため省略いたします）。

参考資料６　さいたま市ＣＳＲガイダンス

…別に公開しております（冊子のため省略いたします）。

さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業

ロゴマーク取扱説明書

商標登録第５６６９８９１号

さいたま市

【使用目的・用途】

さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証事業は、ＣＳＲの推進を図ろうとする意欲があり、かつ一定の基準を満たす市内中小企業を「さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業」としてさいたま市が認証する制度です。
認証企業におけるＣＳＲ経営のさらなる向上支援を通じて、地域経済の持続可能な発展やさいたま市産業のイメージアップ、さらに社会課題の解決促進を図ります。
これまでの企業の成長促進を応援する施策とは違い、ＣＳＲチャレンジ企業認証制度では企業がきちんと STEP BY STEP で伸びていける足腰の強い企業になることを支援するものです。
本ロゴマークは、認証企業のシンボルとしてさいたま市が使用するほか、さいたま市が認証した企業においてステータスのひとつとして企業ＰＲなど様々な企業活動のなかで表示できるものとします。

【デザインコンセプト】

このロゴマークは、日本で古くから親しまれている農業と商工業の守り神である「お稲荷さん」をモチーフにしており、企業と地域社会の調和と多様性を、上を向いているのはその発展を意味しています。
また、左右に配している１０の花は市民に親しまれている市の花のサクラソウと、さいたま市にある１０区（西区、北区、大宮区、見沼区、中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、岩槻区）をイメージしています。

【使用方法】

ロゴマークは単体で使用するほか、使用用途に合わせて「名称」と組み合わせて使用することも可能です。（例：認証企業社員の名刺、認証企業のホームページなど）認証された企業がその認証されたことの証として使用する場合や企業活動を想定した場合など目的に合わせて「名称」を組み合わせます。

【注意点】

ロゴマークは商標登録（申請中）です。さいたま市の承諾なしに使用することを一切禁止します。

また、次のような使い方は禁止します。

① カラーで使用する際、配色を変えること
② ロゴマークの形を変えること
③ 指定名称以外の名称を組み合わせること
④ 記号などを組み合わせること
⑤ ロゴマークの一部を省くこと

なお、ロゴマークを使用できるのは認証期間中ですので、認証期限を過ぎた企業は使用できません。

【ロゴマーク管理者】

さいたま市 経済局 経済部 経済政策課
TEL :048-829-1362　FAX:048-829-1944
E-mail:keizai-seisaku@city.saitama.or.jp

※　本取扱説明書に記載された以外の使い方やご不明な点は、
　　必ず事前に確認の上ご使用ください。

平成２６年６月追記

参考資料９　さいたま市ＣＳＲセミナー２０１４チラシ

…ファイルが大きいため、別ファイルにて公開しております。

参考資料 10　さいたま市産業振興ビジョン

…別に公開しております（冊子のため省略いたします）

会 議 録

会議の名称　　　平成２６年度第１回さいたま市ＣＳＲ推進会議
会議の開催日時　平成２６年６月９日（水）午後４時から午後５時４０分まで
会議の開催場所　さいたま市役所本庁舎２階　特別会議室
出席者名　委員　秋山佳津美　池村治久　泉貴嗣　河野郁子　利根忠博（委員長・議長）　西田陽光　松田文子　宮崎裕雅　山口恵美子
さいたま市長　清水勇人
事務局　経済局長　岡安博文　経済局経済部長　井上政行　経済局経済部経済政策課長　大塚利昭　経済局経済部経済政策課　参与　島田昇二　経済局経済部経済政策課課長補佐経済企画係長事務取扱い　吉田亀司　経済局経済部経済政策課経済企画係　主査　市川隆　経済局経済部経済政策課経済企画係　主事　浅見正太　公益財団法人埼玉りそな産業経済振興財団（業務受託者）より職員２名
議題　〇委員長互選
（１）ＣＳＲ推進施策平成２６年度事業計画について
（２）ＣＳＲ推進施策中長期的方向性について
公開又は非公開の別　公開
傍聴者の数　０人
審議した内容　（１）ＣＳＲ推進施策平成２６年度事業計画について
（２）ＣＳＲ推進施策中長期的方向性について
問合せ先　経済局経済部経済政策課

発言

〇事務局　定刻ですのでただいまより、平成２６年度第１回さいたま市ＣＳＲ推進会議を開会いたします。私、本日の進行を努めます、さいたま市経済局経済部経済政策課長大塚利昭でございます。よろしくお願いします。
　はじめに、清水市長より委員各位に委嘱状の交付を行います。
　お名前が呼ばれましたら、恐れ入りますがご起立のうえ市長から委嘱状をお受け取りください。
（事務局が委員名簿を読み上げ、市長から順次委嘱状を交付）

〇事務局　続きまして、開会に当たりまして市長からご挨拶申し上げます。清水市長、よろしくお願いします。

〇市長　さいたま市長の清水勇人です。
　本日は、ご多忙のところ「平成２６年度第１回さいたま市ＣＳＲ推進会議」にご出席いただき、誠にありがとうございます。
　我が国がこれから迎える人口減少社会や都市部で急速に進む高齢化問題など、社会的な課題に対応するには、行政のみならず地域社会全体で協働することが重要であり、また、企業においては社会性が求められるなど、近年全国的にＣＳＲが注目されています。

そのような中、さいたま市が進めているＣＳＲ施策について、皆様にはその主旨をご理解いただき「さいたま市ＣＳＲ推進会議」の委員にご就任いただきましたことに、この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

さて、中小企業に対するＣＳＲの普及につきましては、私の市長就任以来、より実効的に、本市が推進している産業振興施策であり、昨年度に改定いたしました、「さいたま市産業振興ビジョン」においても、今後７年間に本市が重点的に取り組むべき事項として、「さいたま市発ＣＳＲ経営の普及」を掲げ、推進しているところです。

そのため、埼玉県経営者協会名誉会長の利根忠博（とねただひろ）様をはじめ、本日ご出席いただいている多くの委員の皆様には、一昨年よりご参画いただいておりますが、さらに今年度からは、本市条例を設置根拠とした執行機関の附属機関として、当会議を設置したものです。

既にご承知のことと存じますが、「さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業」は、認証制度の創設から３年目に至りますが、いまだ本市内外に充分に認知されているとは言えない状態であります。この認証制度が普及していくことにより、市内企業の持続可能で健全な成長を実現し、一層の競争力の強化に寄与することとなり、新たにＣＳＲに取り組もうとする企業が生まれることで、地域経済全体の振興にも繋がっていくものと信じております。

健全で継続的な企業経営を支援するＣＳＲ推進施策は、市民生活の向上を図るうえでも重要であり、地域社会に末永く必要とされ、大切にされる企業が、１社でも多く存続することを強く願うものであります。

今後、市内事業所の９９％と圧倒的多数を占める中小企業に、ＣＳＲの普及拡大を図っていくには、ＣＳＲにチャレンジする企業の認証制度のみならず、より幅広い方策を展開していく必要があります。

そのためには、本市内を代表する経済団体及び事業者の皆様、そして本市内外にて専門分野でご活躍の有識者の皆様のご支援、ご協力が必要不可欠でありますことから、ぜひとも、当推進会議での活発なご議論をお願い申し上げるものであります。

最後になりますが、本日ご参加の皆様方の今後のますますのご健勝、ご活躍を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

〇事務局　ありがとうございました。

清水市長におきましては、このあと他の公務がございますのでここで退席させていただきます。

（市長退席）

〇事務局　続きまして、委員のご紹介をさせていただきます。五十音順にて順次ご紹介させていただきますので、委員の皆様におかれましては、お手数ですが、お名前が呼ばれましたら、自席にてご起立いただきますようお願い申し上げます。

生活協同組合パルシステム埼玉　理事　秋山佳津美様

（事務局が出席委員を委員名簿順に読み上げる。委員は起立し会釈する。）

〇事務局　なお、３名の委員から本日ご欠席される旨のご連絡をいただいております。

（事務局が欠席委員を委員名簿順に読み上げる。）

〇事務局　続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

（事務局が事務局職員名を読み上げる。委員は起立し会釈する。）

○事務局　続きまして、資料の確認をさせていただきます。本日お配りいたしました資料は、さいたま市ＣＳＲ推進会議次第、さいたま市ＣＳＲ推進会議委員名簿さいたま市ＣＳＲ推進会議座席表、資料１平成 26 年度事業計画について、資料２ＣＳＲ推進施策平成 26 年度事業計画及び中長期的方向性について、参考資料１さいたま市附属機関の設置等に関する条例、参考資料２さいたま市ＣＳＲ推進会議規則、参考資料３さいたま市ＣＳＲ推進会議平成 26 年度日程、参考資料４さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証制度要綱、参考資料５さいたま市ＣＳＲチェックリスト（第２版）参考資料６さいたま市ＣＳＲガイダンス、参考資料７さいたま市ＣＳＲロゴマーク取扱説明書、参考資料８さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業募集案内、参考資料９さいたま市ＣＳＲセミナー2014 チラシ、参考資料 10 さいたま市産業振興ビジョン、以上となります。不足資料がございましたら事務局までお声掛けください。

さいたま市ＣＳＲ推進会議規則第３条第３項により、「委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」とありますが、本日ご出席の委員は過半数に達しており、本日の会議は成立しております。

次に、会議の公開についてですが、さいたま市情報公開条例（第 23 条）により審議会の会議は、原則公開とさせていただきます。

しかしながら、認証審査内容などの企業情報や、会議を公開することにより会議の運営に著しい支障が生ずると認められる場合については、非公開といたします。

また、本審議会につきましては、会議録を作成するために録音させていただくとともに、記録のための写真撮影を行わせていただきます。会議資料や会議録につきましては、各委員にご確認いただき、確定したうえで各区情報公開コーナー及び市のホームページで公表する予定としておりますので、あらかじめご承知おきください。

次に、さいたま市ＣＳＲ推進会議規則（第２条）により委員長の互選をお願いしたいと思います。委員長の選出につきまして、ご意見をいただきたいと思います　が、いかがでしょうか。

○山口委員　利根委員にお願いしたいです。

○事務局　利根委員の推薦の声がありましたが、利根委員に委員長をお願いするということでよろしいでしょうか。

（「異議なし。」との声）

ご異議がないようですので、利根忠博委員にさいたま市ＣＳＲ推進会議の委員長をお願いいたします。

それでは、利根委員、委員長席へご移動をお願いいたします。

（利根委員、委員長席へ移動）

○事務局　それでは、さいたま市ＣＳＲ推進会議規則第３条第２項の規定により、利根委員長に議事進行をお願いしたいと思います。

利根委員長、よろしくお願いします。

○議長（利根忠博委員長）　まず、「さいたま市ＣＳＲ推進会議規則」（第２条第３項）により、あらかじめ職務代理を委員長が指名することになっています。

本日欠席していますが、コミュニティビジネスサポートセンターの永澤委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

では、永澤委員に職務代理をお願いすることとします。

○議長　それでは、議題に移ります。

議題（1）ＣＳＲ推進施策平成２６年度事業計画について、及び、議題（2）ＣＳＲ推進施策中長期的方向性については関連しますので、一括して取り上げます。

事務局からの説明を求めます。

（事務局より資料説明）

○事務局　今年度大きく変えるところは、次のとおりです。

３ページの２．個別経営支援として「自己評価シートによる自社状況の把握支援」を打ち出していること。各企業に「自己評価シート」に記入していただくことで、自社の状況をまず把握してもらい、その上で各企業を訪問し個別の相談に応じることになります。

３ページの４の「企業別勉強会の開催」。昨年度は企業内のＣＳＲ浸透策としてミドルマネジメントセミナーを開催したが、企業の参加が少なかったため、今年度は、昨年度要望に応えて行った個別の出張勉強会を希望する企業に対して実施することで、ＣＳＲの企業内浸透を一層図ることになります。

３番目の「コミュニティの形成」については、１．「ＣＳＲコミュニティ段階別支援」の(1)「ＣＳＲコミュニティ中核企業の発掘・育成」をまず行い、そこを核にして広く周知していきたいと考えております。

第１期･第２期の認証企業のうちＣＳＲコミュニティの核となることを期待する企業を選択し、勉強会を通して動機づけを行います。ＣＳＲセミナーやＣＳＲサミット等に参加してもらい、より強く前に出ていただき、他の企業の波及を図っていきたいと考えております。

○議長　説明が終わりました。

それでは、質疑及び意見交換に移ります。

委員の皆様が考える「さいたま市のＣＳＲ推進施策の今後の方向性」について、ご自由にご意見いただきますようお願いします。

○西田委員　周知の所で確認したい。現在ＦＢ（フェイスブック）をやっている人・企業が多いが、こういう媒体も想定して普及を考えているのでしょうか。

○泉委員　２６年度中期的方向として、市職員の研修を実施して、市職員に「ＣＳＲ」について理解してもらうことは大事であるが、同時に市議会議員にもＣＳＲを理解してもらうことが大事である。さらに、これは経済部局マターではないが、学校教育等で、何らかのかたちで「ＣＳＲ教育」を取り入れた方がよいのではないでしょうか。

もう１点は、中期的な方向について、いついつまでに何をやるのか、年限を定めたほうがよいです。定めたことに対して何が出来て何が出来なかったのかをキチッと示す。昨年度も利根委員長から、いろいろと提案があったが市の方からなかなか回答がなかったこともあり、今年度は年限を明確化した方がいいのではないかと考えますが、事務局いかがでしょうか。

○事務局　さいたま市のホームページは市の職員が自前で入力したり、自分で更新するようになっているが、その一方で最近のツイッター―やＦＢ等に対応できる仕様になっていません。そこで、制度定着のための周知としてＣＳＲ専門の別建てのホームページを作ることを検討しています。

議会向け勉強会はおっしゃる通り重要なことだと思うので、機会を作って議員にレクチャーしていきたいと思います。

中長期的方向は年限を切ってやるべきだという意見ですが、「中長期的方向」とい

うアバウトな記載になっていますが、いつまでにとはっきりイメージできなかったのでこういう表現になっています。記載した事項は、現段階で着手可能と考えているものであり、長期とは考えていません。すべて平成２７年度・２８年度に着手したいと思っていますが、いつまでと約束しにくい部分もあります。

〇議長　いつ着手するか等は、今後の活動の中で検討していければいいです。

〇秋山委員　展示会出展について「エコプロダクツ 2014」出展の具体的な切り口や内容はどのように考えていらっしゃいますか。

〇事務局　「ＩＳＯ26000」等との関連もあり、ＣＳＲの中でも環境分野は企業の関心が高くわかりやすい分野なので、国内最大の環境関連の展示会である「エコプロダクツ 2014」を活用してさいたま市の認証企業を表に出していきたいと考えています

〇秋山委員　小田原市等では、再生可能エネルギーに中小企業がグループを作って取り組んでいる。さいたま市でも、ＣＳＲで環境分野で積極的な企業をバックアップしてほしい。パルシステムでも再生可能エネルギーに取り組んでいる企業を支援していきたいと考えている

〇事務局　環境関連部署と連携を図り、検討していきたい。

　テーマを決めてＣＳＲコミュニティを組成することで、企業は参加しやすくなるし、企業同士の動きも活発になる。ＣＳＲコミュニティ自体が活性化のためにもテーマを決めて取り組んでいければと思う。

〇河野委員　今年度も８月に市民活動サポートセンターでパネル展示を実施する。ＣＳＲ関連の展示もしたい。会場で、さいたま市が企業のＣＳＲについてどういう支援を実施しているのかという質問がある。さいたま市のＣＳＲ支援のわかりやすい１枚チラシを作ってほしい。

〇事務局　市も対応するので、ぜひ協力をお願いしたい。

〇西田委員　ＣＳＲコミュニティの活動が活発になれば、参加企業どうしが刺激しあうことになる。小田原の鈴廣等が実施している「小田原・エコ・コミュニティの創造」等は有名だ。さいたま市以外の熱心で刺激的な企業とのコラボレーションできる場づくりも大切だと思われる。

〇事務局　昨年度、川崎商工会議所の「川崎異業種研究会」との連携や川崎市の社会貢献専門ラジオ番組にさいたま市の認証企業の出演、ＣＳＲサミットで各地の企業との交流の場を持った。今年のＣＳＲサミットは横浜市で実施されるが、そこにも認証企業を参加してもらいたいと思っている。また、横浜市、千葉市、宇都宮市等のもＣＳＲの動きがあると聞いているので、そうした地域の企業との連携を図っていきたいと考えている。

〇泉委員　昨年度戸田市、蕨市の関係者がさいたま市の制度に強い関心を持っており、私と永澤委員が２市との連携を図った経緯があるが、その後さいたま市としての対応はどうなっているのでしょうか。

〇事務局　戸田市は、一度戸田市の職員がさいたま市にきて担当者同士で意見交換を行ったところです。蕨市とはじかにはこれからになります。広域連携は今年度も引き続き行っていきたいと考えています。

〇泉委員　さいたま市からの働きかけは行っていますか。

〇事務局　ＣＳＲセミナー等の告知をしています。戸田市は企業が熱心で行政をあおっている感じです。戸田市の熱心な企業にはこちらからはＣＳＲセミナー等の告知をしています。蕨市は議員や商工会議所が熱心です。地元出身の永澤委員を通じて

情報を流していくつもりです。

〇泉委員　我々委員だけでなく、市も働きかけて欲しいです。

〇議長　川口商工会議所の会頭がさいたま市と何かやりたいと言っています。川口市の方はさいたま市との連携の動きがないそうです。

〇事務局　川口市は全県的に声をかけていると聞いていますが、あまり反応がないようです。他のチャネルとして商工会議所との連携もありだと思います。

〇松田委員　コミュニティ形成の所で、認証企業間でＣＳＲに対して温度差があり、各年度熱心な３社を中核企業とするという話しですが、熱心な企業を盛り立てて波及効果を狙うという考え方は分かりますが、温度の低い企業への対応も何か考えているのでしょうか。

〇事務局　ＣＳＲコミュニティ形成の有効な手立てとして優先順位としては熱心な企業が最優先にと考えております。制度創設２年経て企業側の対応も分かってきたので、まず熱心な企業により核を作り、ワンランクアップできる支援を行う、他の認証企業は状況を観察されていますので、刺激を与えていきたいと考えます。

　また、意識の低い企業に対して何もやらないかというとそうではなくて、すべての認証企業には自己評価シートを使って自社で確認し自社で気づいていただきます。自社で気づいて支援を希望してきたところにはどんどん支援をしていきたいと考えています。すべての認証企業に気づいて支援を得られるというチャンスは平等にあります。

〇松田委員　ただ、名前だけ連ねているだけの企業にエネルギーを割くのはどうかと思うし、その分熱心な企業に力を注ぐのは理解できます。

　自己評価シートで気づいてもらうということだが、何処から取り組んでよいか分からないという企業やポイントを絞りこめない企業も出てくるので、ある程度こちらから提案型でやっていってもいいのではないでしょうか。

〇事務局　評価シートに基づくフォローアップ訪問を実施するので、そのときに話を聞いて一緒にやっていきたい。

〇泉委員　さいたま市自体の社会的責任を果たす活動についてお聞きします。さいたま市は購買力も大きいし、さいたま市自体が社会的責任に配慮した調達や業務執行はあってしかるべしだと思います。他の自治体でも社会的責任に配慮した活動が進んでいると聞いていますが、この点さいたま市はどう考えているのでしょうか。

〇事務局　一応、公共調達・入札についてポイント加点があるのが「障害者雇用」と「子育て応援企業」となっています。さいたま市ＣＳＲチャレンジ認証企業は、あくまでチャレンジ企業で、意欲があって頑張りたいという企業です。現段階では公共調達の加点に対する客観的な基準をどこまでクリアきればよいかという段階まで至っていないという判断です。クリアできる企業ということになると、以前に議論になった本認証となり、「認証企業はＣＳＲの最前線にいる」というようになれば加点する可能性はあるが、現状では安易に加点するのは難しいという状況です。

〇泉委員　さいたま市が政策として中小企業にＣＳＲを要求するのはわかるが、要求する側のさいたま市がきちんと自身のガバナンスをやっているのか、またやっていることをどのように伝えていくのかをお聞きします。

〇事務局　事務処理的なものを含め、市全体の業務を一括公表しています。また、高品質市役所へむけての 10 の経営方針として外向けに出すとともに、内部に浸透させているところです。民間企業のようにＣＳＲ報告書を毎年毎年出すという段階には

ないが、徐々にそういう方向に近づきつつあります。

泉委員の発言は、中小企業にＣＳＲを推進するならば、さいたま市自らが襟を正すべきということであり、さいたま市職員一人一人が、市として中小企業にＣＳＲを求めていることを知るべきで、そういう意味では職員向け研修が非常に大事だと考えています。

○議長　さいたま市内の企業の社長の 90%はこの制度を知らないでしょう。そんな状況の中でいかに手を上げさせる仕組みをつくるのか。先ほど入札の話があったが、こうしたことが、市の職員の頭の中にあって企業との会話に出てくればいいのだと思いますね。

○事務局　資料２の項目が４つ立てていますが、この１、２、３の「制度定着のための周知」「個別経営支援」「コミュニティの形成」が、２年間ＣＳＲ施策を推進してきた中で、一番の課題だと思っています。再認証のこともありますが、委員の皆様のお力を拝借しながらやっていきたいと考えております。認証企業の温度差はあって当然だと思いますが、ＣＳＲの水準の温度差とは別物と考えています。ＣＳＲの水準は高いが、市の施策になかなか一緒に入ってくれないという部分もあります。そういう企業をどうやって、企業支援しながら効率的で良い施策にできるのか。入ってもらえないがＣＳＲ水準の高い企業には、コミュニティ形成の中で、先進的企業として常日頃から情報交換できる場に入ってもらいたいと考えています。

１、２、３の課題に対して、本格的に動くために委員の皆様からアドバイスをいただければと思っております。本音では、中長期の施策でも予算・マンパワーの関係で計画倒れになるものも出てくると思っています。しかし、いつまでにこういうことをやった方がよいというものは作った方がよいと思っています。その上で優先順位を付けて現実的な整理をしながら、これは確実にやっていこう、できないものは委員の皆様に助けてもらいながら進めていきたいと考えています。

○山口委員　戸田市は企業が行政をあおっている感じで、蕨市は商工会議所が主導しているとのことでしたが、商工会議所や企業があおっているのは、どこにメリットあると思っていてＣＳＲに力を入れるのか、逆にさいたま市は行政主導型だが周りがついてこない感じで、どこに違いがあるのか。

今年度は再認証もありますが、ほぼ全部の企業がやってくれないと「やっぱり意味がないのかな」ということになってしまうと思うので、自己評価シートを使ってモチベーションアップをしてく必要があります。

もう少し前倒しで、専用ホームページが欲しかったと思います。ホームページの中でチェックできれば気軽にできてやる気が出ると思います。

○事務局　さいたま市の施策に企業がついて来ない現状の中で、逆にインセンティブを考えなくてはいけないという意識もありますが、企業の方からニーズが出てこないのに検討はできません。

戸田市や蕨市は企業側がなにかメリット性を考えて行政を動かしている。川口市は融資制度がある。逆に言えばさいたま市でもＣＳＲ融資制度を作って欲しいという要望があれば、意見を聞きながら融資制度の検討は考えられないことではないです。ただ、今ニーズがないのに無理やりインセンティブ制度だけを作ってよいのかという考えもあります。企業にもっとこの制度知ってもらい、企業側から「もっとこうして欲しい」という声が出るようにしないといけないと考えています。

認証企業はチャレンジ企業であり、基礎的な部分はしっかりしていてその上で目標

を立ててもらってチャレンジしてもらう、その達成のために必要な支援はしていく、チャレンジに対して、中間目標や管理だとか自己チェックはして欲しいと考えています。企業は経営上の事情もあり、無理やりＣＳＲを優先しろというわけにはいかないでしょう。目標を立てた時と現在は当然状況も変わってきていると思うので、認証企業に対する支援はもう少しきめ細かく事業に応じた支援が必要だと思っています。

様々な状況がある中でＣＳＲに対する意思だけは保っていただいて、できればコミュニティに入って情報交換や自己研鑽をしてもらって、良い信頼関係が出来て連携や取引が生まれてくればいいと思っていて、このコミュニティをだんだん広げていきたいと考えています。ただ、コミュニティについては、今何もない状況に等しい状況なので、まずは認証企業からしっかりしたコミュニティを作ってそれに周りの先進企業や専門家などいろんな人が入ってくればいいなと思っています。まずは認証企業の中で外向けにもしっかりした核を作っていかないと考えています。コミュニティ形成のアプローチの仕方として、２６年度はある程度認証企業の中で核になる企業をしっかりと見定めて、その上で周りを高めていくのがいいだろうという考えです。

再認証をどうするのかということですが、企業が再認証にチャレンジする時の事情もあるので何が何でも再認証ということではなく、できればＣＳＲの意思はそのまま持っていただき、ＣＳＲの輪の中に居続けていただきたいと思いますが、チャレンジ企業認証を受けることだけがすべてではありません。施策として知ってもらって皆様に輪の中に入ってもらわないと意味がないと思うので周知施策を何とかしたいと思っています。

○西田委員　ものごとは大事なことほど伝えにくいという面があります。双方の伝えたいことと知りたいことをどうやってリンクさせるか。「三方良し」という表現は分かりやすいです。事例等によりわかりやすく。活字だけでなく、伝え方、表現の工夫が必要です。

子育て同盟の地方の首長を東京に呼んで、子育てママの声を聴くタウンミーティングを実施しました。具体的な話を聞くと、実は地方の方が東京より進んでいることを理解していただきました。ＣＳＲの一つの日本のロールモデルになる地域だと思うので、一般の人にそしゃくして伝える時に絵を使って、わかりやすい伝え方をしていく。本質にはきちっと伝えなければなりませんが、その前に関心を持ってもらうための場づくりがあってもいいのかなと思いました。

「三方よし」は日本人が未来に対して、また世界に対して伝えていくお宝だと思うので、紙１枚でいいのでこれを企業に対して伝えるもの説明していくものがあってもよい。

もう一つ、予算や手続きの制約があるとは思いますが、委員会のフェイスブックを作り、委員会のメンバーや関わっている人がそこに書き込むことで盛り上がるし、招待という機能があるので広げる時に便利なツールです。予算がなくてもできることを考えたらいかがでしょうか。

○事務局　フェイスブックは予算の問題ではなくて、組織や職員がやるとなると規制がかなりあります。やるとするとフリーな立場で自主的にということになります。

○西田委員　たとえば泉委員のような若い方が勝手連でやって、グループに委員が入って自主的に運営する。ただ前提の約束は守るということであればいくらでもできるのではないでしょうか。

○泉委員　総論では賛成です。海外の大学院ではＣＳＲを動画やアニメで説明していま

す。さいたま市もそういうことをやっていいでしょうし、自分自身もフェイスブックを使って個人的にアピールしています。お金がかかることではないのでどんどん活用すべきということと、市の認証企業の一部とは公式はしていないがフェイスブックでやりとりをしています。市の施策とコミュニケーションの量が比例するので、最近は低調になってきているが一応そういうものもあります。市がＳＮＳ（エスエヌエス）に対するポリシー、ＩＴを使ったコミュニケーションをどうするかという点さえクリアできれば、リソースはあるのでそこは解決します。行政は双方向的コミュニケーションは苦手なようなので、その辺は適切なリテラシーを持った人の配置など庁内で考えたほうが良いです。

〇西田委員　公的機関は根拠に基づいて事業をしなければいけないというルールがありますが、それに基づくというところで、組織の作り方としての権限、枠という中での事業になりますが、今の体制を覆してということではなくて、今の範囲でできることをやってみたらどうでしょうか。

〇宮崎委員　さいたま市内にＣＳＲを実施している素晴らしい企業はあります。内容やレベル感は別にしてほとんどの企業が何らかのかたちでＣＳＲ活動を実施しています。そういう企業に認証制度に手を上げてもらう。そこをどうつなぐかが第一弾の課題です。このチェックリストはすばらしく良くできているので、Ａ４版１枚くらいでもっとわかりやすく「こんな形もありだ」というツールを作り、ロータリークラブ等に配って企業を推薦してもらう方法が考えられます。「こういうこともＣＳＲなのだ」というアピールが必要です。

〇事務局　２６年度事業計画や中長期的方向性は、昨年度委員から提案いただいた内容がほとんどを占めています。今回も様々な意見をいただいているので、あとはどう実行していけばよいのか。４つの項目が非常に大切だと認識しているおり、積極的に取り組んでいきたいと考えています。

〇議長　方向性としてこの４つの柱になっているということを確認しました。

活発な意見をありがとうございました。

以上で、平成２６年度第１回ＣＳＲ推進会議を閉会します。

以上

様式第２号(第７条関係)

会議の開催結果

1　会議の名称	平成２６年度第１回さいたま市ＣＳＲ推進会議
2　会議の開催日時	平成２６年６月９日（月） 午後４時から午後５時４０分まで
3　会議の開催場所	市役所本庁舎２階　特別会議室
4　出席者名	秋山佳津美委員、池村治久委員、泉貴嗣委員、河野郁子委員、利根忠博委員長、西田陽光委員、松田文子委員、宮崎裕雅委員、山口恵美子委員、他　事務局職員
5　議題及び公開又は非公開の別	（１）委員長互選 （２）ＣＳＲ推進施策平成２６年度事業計画について （３）ＣＳＲ推進施策中長期的方向性について (公開又は非公開の別) 公開
6　非公開の理由	
7　傍聴者の数	
8　審議した内容	（１）ＣＳＲ推進施策平成２６年度事業計画について （２）ＣＳＲ推進施策中長期的方向性について
9　問合せ先	経済局経済部経済政策課 電話番号　０４８－８２９－１３６２
10　その他	

平成２６年度 第1回
さいたま市ＣＳＲ推進会議 次第

日時　平成２６年6月９日（月）１６時
場所　さいたま市役所　特別会議室

１　開　　会

２　委嘱状交付

３　あいさつ

４　議　　事

（１）委員長互選

（２）ＣＳＲ推進施策平成２６年度事業計画について

（３）ＣＳＲ推進施策中長期的方向性について

５　閉　　会

＜配付資料＞

１　次第
２　委員名簿
３　座席表

資料１　ＣＳＲ推進施策平成２６年度事業計画について(表)
資料２　ＣＳＲ推進施策平成２６年度事業計画について・
中長期的方向性について

参考資料１　さいたま市附属機関の設置等に関する条例
参考資料２　さいたま市ＣＳＲ推進会議規則
参考資料３　さいたま市ＣＳＲ推進会議　平成２６年度日程
参考資料４　さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証制度要綱
参考資料５　さいたま市ＣＳＲチェックリスト（第２版）
参考資料６　さいたま市ＣＳＲガイダンス
参考資料７　さいたま市ＣＳＲロゴマーク取扱説明書
参考資料８　さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業募集案内
参考資料９　さいたま市ＣＳＲセミナー２０１４チラシ
参考資料 10　さいたま市産業振興ビジョン

さいたま市ＣＳＲ推進会議委員名簿

委嘱期間：平成２６年６月９日から平成２８年３月３１日まで

氏名	所属・役職
秋山　佳津美	生活協同組合パルシステム埼玉理事
池村　治久	株式会社タムロンＣＳＲ推進室長
泉　貴嗣	允治社代表社員
小澤　正信	さいたま商工会議所事務局長
黒田　かをり	一般財団法人ＣＳＯネットワーク事務局長
河野　郁子	特定非営利活動法人さいたまＮＰＯセンター
利根　忠博	一般社団法人埼玉県経営者協会名誉会長
永澤　映	特定非営利活動法人コミュニティビジネスサポートセンター代表理事
西田　陽光	一般社団法人次世代社会研究機構代表理事
松田　文子	公益財団法人労働科学研究所特別研究員
宮崎　裕雅	株式会社武蔵野銀行常務執行役員 地域サポート部長
山縣　秀司	公益財団法人さいたま市産業創造財団理事長
山口　恵美子	山口社会保険労務士・行政書士オフィス代表

（五十音順・敬称略）

さいたま市ＣＳＲ推進施策　平成２６年度事業計画について

資料1

資料2

平成26年度第1回CSR推進会議

さいたま市ＣＳＲ推進施策　平成２６年度事業計画 及び 中長期的方向性について

項 目

1. 制度定着のための周知
2. 個別経営支援
3. コニュニティの形成
4. 制度確立に向けて（チェックリスト・調査体制）

項目	平成２６年度事業計画	中長期的方向性
1. 制度定着のための周知	1. 平成26年度認証企業の募集 （1）認証制度認知していただくため、複数のチャンネルによる周知 ①CSRセミナー2014兼応募説明会を開催（6月26日(木)） ②経済団体への周知 ・対象企業の推薦等 ③巡回相談会の実施 ④金融機関支店へのアプローチ ⑤マスコミ媒体へ情報提供 2. 認証企業の定着 （1）第1期（平成24年度）認証企業の再認証 ①再認証の審査内容を再認証告知までに決定 3. CSR経営の普及 （1）市職員がCSR及びCSR推進施策を理解する ①職員研修の中で対応	1. CSR経営の普及 （1）市職員がCSR及びCSR推進施策を理解する ①職員研修の中での対応を続ける

1． 制度定着のための周知	（2）市民にCSR及び市内企業のCSR経営を認知していただく ①市広報媒体(市報・電子掲示板等)にてCSRを周知 ②マスコミ媒体へ情報提供 ③ラジオ番組への出演し市制度及び認証企業の CSR 経営をPR ア. さいたま市を中心とした「中小企業のCSR」をリアリティにフォーカス イ. 学生の企業観・職業観にCSRの観点から刺激を与える ウ. 認証企業のPRの場づくりとする	（2）市民にCSR及び市内企業のCSR経営を認知していただく ①マスメディア等を通じ、CSRチャレンジ認証企業のPRのみならず、市として中小企業におけるCSR経営を周知 ②市広報媒体(市報・SNS・情報掲示板等)にてCSR を周知 ③業種別専門紙・一般紙の取材を受ける ④市施設でのCSR施策パネル紹介、等 （3）周辺自治体へ本市中小企業CSR施策を周知する ①周辺自治体へ本市施策を説明し、行政・企業同士の連携を図る。 →周辺市町の企業CSR普及は本市企業のCSR経営の持続的普及へもつながる

項目	平成２６年度事業計画	中長期的方向性
２． 個別経営 支援	１．CSR経営に関する各種情報提供 ・認証企業に随時CSR関連情報をメール等で送付する。 ２．自己評価シートによる自社状況の把握支援 ・認証企業向けの自己評価シートを用意し、各企業に記入していただくことで、自社の状況を把握していただく。各企業を訪問し、個別の相談に応じる。 ３．平成25年度企業CSR目標の中間評価 ・自己評価シートをもとに必要に応じてフォローアップ訪問し、後半の目標設定をするとともに個別の支援を検討する。 ４．企業別勉強会の開催 ・平成25年度まで実施していた部課長対象のミドルマネジメントセミナーを見直し、希望する企業に対して個別の出張勉強会を実施することで、CSRの企業内浸透を図る。 ５．エグゼクティブセミナーの開催 ・受講対象：第3期（平成26年度）認証企業の代表者（経営者）・役員・後継候補者（子弟など） ・実施形態：講義及びワークショップ形式 ・実施時期：1回2～3時間程度、平成27年1月～3月に3回実施 ・実施場所：認証企業各社の会議室を借用(企業見学を含む) ・講師　　：CSR等の専門家を予定	１．第2期(平成25年度)・第3期(平成26年度)認証企業に対する支援 ・チェックリスト改定を踏まえた経営支援 ２．合同CSR報告書の作成 ※平成26年度に基礎資料収集を行う ３．ステークホルダーイエローページの編集 ・チェックリストの項目毎に専門家やNPO・市民団体等をリストアップしたデータベースを提供し、企業が自発的に行動できることを目指す。 ４．専門家派遣制度の導入 ・既存の市産業創造財団での支援を活用 ・「4．ステークホルダーイエローページ」の活用 ５．経済的インセンティブの導入有無の検討 ［他認証機関の例］①金融機関における融資商品の開発 ②官公需における入札制度 ６．CSR調達を志向したプロモーション ・大手企業へ当市CSRチャレンジ認証企業を案内 ７．さいたま市ＣＳＲ専用ホームページの開設 ［機能］①認証企業の広報支援 ②認証企業のCSR情報の発信 ③企業同士の交流 ④認証企業の支援のオンライン化 例）認証企業の CSR 実践状況の「見える化」 ⑤認証企業の事務手続・応募企業の申請手続のオンライン化

項目	平成２６年度事業計画	中長期的方向性
３．コミュニティの形成	**１．CSRコミュニティ段階別支援** **（１）CSRコミュニティ中核企業の発掘・育成** ・2年間の事業の中で認証企業でもCSRに対する考えや想いに温度差があることが分かった。第1期(平成24年度)、第2期(平成25年度)の認証企業のうちCSRコミュニティの核となることを期待する企業を選択し、勉強会等を通して動機づけを行う ・対象：第1期・第2期認証企業　各期約3者 ・まずはこれらの企業の親睦を深める 互いの会社見学→CSRの協働→市外のCSR実践企業との勉強会・企業訪問の実施 **（２）CSRコミュニティの認知** ①さいたま市内企業及び経済団体への情報発信　→参加要請 ②さいたま市内優良企業及び経済団体との意見交換会 ③展示会出展等による市内外企業との交流とCSRコミュニティ活動の認知 **２．具体的な展示会出展等** ①第2回CSRサミット（横浜：10月頃） （昨年度はさいたま市で開催） ②コラボさいたま（スーパーアリーナ：11月７日～9日） ③エコプロダクト2014（東京ビッグサイト：12月11日～13日）	**１．CSRコミュニティ段階別支援** **（１）CSRコミュニティ中核企業の発掘・育成を継続** ・新たな認証企業の中で核となる企業も発掘・育成する。 **（２）CSRコミュニティの拡大と深化** ①さいたま市外企業との意見交換会 ②中小企業CSRサミットの継続的参加 ③共通課題の発見と解決、個別マッチングなど

項目	平成２６年度事業計画	中長期的方向性
４． 制度の確立に向けて （チェックリスト・調査体制）	１．CSRチェックリストの修正等を検討 ・修正等が必要な項目を検討し、改訂版を作成する。 ・平成27年度審査より適用する。	１．CSRチェックリストの磨き上げ （１）各チェック項目が、ISO26000との整合性を示す7つの中核項目のどこに対応するのかを表示する。 ・チェック項目とISO26000の関連について、一定の持続性を持たせる。 ・市内企業が大手企業からのCSR調達に対応する観点から、ISO26000に該当する箇所を提示する。 （2）英文翻訳を併記する ・市内企業が外資との取引において海外CSR調達することを考慮し、チェックリスト及び制度概要を併記する。 ２．外部調査員等の設置 ・認証審査を詳細かつ効率的に進めるため、書類審査・現地調査を外部に依頼した調査員（専門家）が行う体制にする。 ↓ 調査結果を市へ報告 ↓ CSR推進会議にて審査

さいたま市条例第２号

さいたま市附属機関の設置等に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、法令又は他の条例で別に定めるもののほか、執行機関の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置及び担任事務）

第２条　別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

２　附属機関の担任する事務は、別表担任事務の欄に掲げるとおりとする。

（組織）

第３条　附属機関の委員の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

２　委員は、別表委員の構成の欄に掲げる者のうちから、それぞれ同表執行機関の欄に掲げる執行機関が委嘱し、又は任命する。

（任期）

第４条　委員の任期は、別表委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（臨時委員及び専門委員）

第５条　執行機関は、必要があると認めるときは、附属機関に、特別の事項を調査審議させるための臨時委員及び専門の事項を調査させるための専門委員を置くことができる。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（任期の特例）

２　この条例の施行後、次の各号に掲げる附属機関の委員として最初に委嘱され、又

は任命される者の任期は、第４条第１項本文の規定にかかわらず、当該各号に掲げる日までとする。

⑴　さいたま市入札監視・苦情検討委員会　平成２７年６月３０日

⑵　さいたま市大宮盆栽美術館運営委員会　平成２６年５月３１日

⑶　さいたま市健康診査等に係る事故・紛争等対応委員会　平成２７年３月３１日

⑷　さいたま市地域密着型サービス運営委員会　平成２７年３月３１日

⑸　さいたま市療育手帳判定審査委員会　平成２７年８月１９日

⑹　さいたま市健康科学研究センター倫理委員会　平成２７年３月３１日

⑺　さいたま市大規模小売店舗立地審議会　平成２７年３月３１日

⑻　さいたま市学校結核対策委員会　平成２７年３月３１日

⑼　さいたま市美術品等選考評価委員会　平成２７年６月３０日

別表（第２条―第４条関係）

執行機関	附属機関	担任事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
市長	さいたま市入札監視・苦情検討委員会	入札及び契約の過程並びに契約の内容についての調査審議及び建議並びに政府調達に関する協定の対象となる調達に係る苦情についての調査審議に関する事務	５人	地方公共団体の入札及び契約の制度に関し識見を有する者	２年
	さいたま市大宮盆栽美術館運営委員会	さいたま市大宮盆栽美術館の適正な運営を図るための基本的な事項についての調査審議及び建議に関する事務	１０人以内	⑴　学識経験を有する者 ⑵　関係行政機関の職員 ⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	２年
	さいたま市健康診査等に係る事故・紛争等対応委員会	市が実施する健康診査等による健康被害、事故及び紛争に係る状況の調査及び事後対策、再発防止策等の調査審議に関する事務	１０人以内	⑴　学識経験を有する者 ⑵　関係団体の代表者 ⑶　市職員	２年
	さいたま市予防接種健康被害調査委員会	予防接種法（昭和２３年法律第６８号）に基づく予防接種による健康被害その他予防接種に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	１５人以内	⑴　学識経験を有する者 ⑵　関係団体の代表者 ⑶　市職員	２年
	さいたま市西・北・大宮・見沼・岩槻福祉事務所老人ホーム入所判定委員会	さいたま市西福祉事務所、さいたま市北福祉事務所、さいたま市大宮福祉事務所、さいたま市見沼福祉事務所及びさいたま市岩槻福祉事務所における老人ホームへの入所措置の要否についての審査に関	５人以内	⑴　保健所長 ⑵　医師 ⑶　地域包括支援センターの職員 ⑷　老人福祉施設の職員	委嘱の日からその日の属する年度の末日まで

	する事務			
さいたま市中央・桜・浦和・南・緑福祉事務所老人ホーム入所判定委員会	さいたま市中央福祉事務所、さいたま市桜福祉事務所、さいたま市浦和福祉事務所、さいたま市南福祉事務所及びさいたま市緑福祉事務所における老人ホームへの入所措置の要否についての審査に関する事務	５人以内	⑴　保健所長 ⑵　医師 ⑶　地域包括支援センターの職員 ⑷　老人福祉施設の職員	委嘱の日からその日の属する年度の末日まで
さいたま市地域密着型サービス運営委員会	介護保険法（平成９年法律第１２３号）に基づく地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定の可否、事業者の指定基準及び介護報酬の設定その他地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営の確保に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	１０人以内	⑴　保健、医療又は福祉に関し識見を有する者 ⑵　介護保険の被保険者 ⑶　関係団体の代表者	３年
さいたま市療育手帳判定審査委員会	療育手帳の交付に係る障害程度の判定に関する不服申立て及び療育手帳に係る障害程度の判定に関し必要な事項についての審査に関する事務	３人以内	学識経験を有する者	３年
さいたま市医療保護入院等のための移送に関する審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第１９条の４第２項第４号に規定する指定医による判定の要否についての審査に関する事務	５人以内	⑴　精神保健指定医 ⑵　弁護士 ⑶　精神保健福祉士	２年
さいたま市健康科	さいたま市健康科学研	６人以	⑴　公衆衛生に関	２年

学研究センター倫理委員会	究センターにおいて実施する研究に係る倫理的配慮についての審査に関する事務	内	し識見を有する者 ⑵　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	
さいたま市ＣＳＲ推進会議	事業者等における事業活動の維持及び拡大と社会的健全性を両立させた経営の実践に係る市の施策及び事業者等の取組の推進に関し必要な事項についての調査審議並びに当該経営を実践する事業者等の認証についての審査に関する事務	１５人以内	⑴　産業政策又は企業経営に関し識見を有する者 ⑵　関係団体の代表者 ⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	２年
さいたま市研究開発型企業認証審査委員会	独創性及び革新性に優れた技術を有する研究開発型企業の認証についての審査に関する事務	１０人以内	産業技術又は企業経営に関し識見を有する者	委嘱の日からその日の属する年度の末日まで
さいたま市大規模小売店舗立地審議会	大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第２条第２項に規定する大規模小売店舗の立地に係る周辺の地域の生活環境の保持に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	１０人以内	⑴　学識経験を有する者 ⑵　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	２年
さいたま市伝統産業委員会	市における伝統産業及び伝統産業事業所の指定についての審査並びに伝統産業の活性化に必要な事項についての調査審議に関する事務	８人以内	⑴　伝統産業に関し識見を有する者 ⑵　関係団体の代表者	２年
さいたま市外国人市民委員会	外国人市民に係る施策及び誰もが住みやすい	１０人以内	⑴　公募による市民	２年

		多文化共生社会の推進に向けた方策等についての調査審議及び建議に関する事務		⑵　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	
教育委員会	さいたま市学校結核対策委員会	さいたま市立学校における結核対策に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	１５人以内	⑴　学識経験を有する者 ⑵　保健所長 ⑶　教育職員	２年
	さいたま市美術品等選考評価委員会	さいたま市うらわ美術館に収蔵する美術品等の収集に係る選考及び評価に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	５人以内	学識経験を有する者	２年

さいたま市規則第９２号

さいたま市ＣＳＲ推進会議規則

（趣旨）

第１条　この規則は、さいたま市附属機関の設置等に関する条例（平成２６年さいたま市条例第２号）第６条の規定に基づき、さいたま市ＣＳＲ推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員長）

第２条　推進会議に委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第３条　推進会議の会議は、委員長が招集する。

２　推進会議の会議の議長は、委員長をもって充てる。

３　推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

４　推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第４条　推進会議の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の過半数の同意を得たときは、公開しないことができる。

（庶務）

第５条　推進会議の庶務は、経済局において処理する。

（委任）

第６条　この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

参考資料３

さいたま市ＣＳＲ推進会議
平成２６年度日程

	月日	議事
第１回	平成２６年 ６月９日(月)	(1)委員長互選 (2)ＣＳＲ推進施策平成２６年度事業計画について (3)ＣＳＲ推進施策中長期的方向性について
第２回	平成２６年 ９月下旬	(1)平成２６年度応募企業の審査について (2)平成２４年度認証企業の再認証について
第３回	平成２７年 １月上旬	(1)認証企業に対する支援について (2)次年度の制度見直しの必要性について ○平成２６年度認証企業との意見交換会
第４回	平成２７年 ３月上旬	(1)平成２４年度認証企業の再認証審査について (2)ＣＳＲ推進施策平成２７年度事業計画について

さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証制度要綱

（目的）

第１条　この告示は、自らの事業活動の維持及び拡大を図りつつ、社会的健全性を両立させた経営を実践して、企業の社会的責任の推進を図ろうとする取組（以下「ＣＳＲ」という。）に意欲のある中小企業を、市がさいたま市ＣＳＲチャレンジ企業として認証し、認証企業の成長及びその取組を支援することにより、地域経済の持続可能な発展及び本市産業のイメージアップを図り、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この告示において「中小企業」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

⑴　資本金の額若しくは出資の総額が３億円以下又は常時使用する従業員の数が３００人以下の会社であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第４号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

⑵　資本金の額若しくは出資の総額が１億円以下又は常時使用する従業員の数が１００人以下の会社であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

⑶　資本金の額若しくは出資の総額が５千万円以下又は常時使用する従業員の数が１００人以下の会社であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

⑷　資本金の額若しくは出資の総額が５千万円以下又は常時使用する従業員の数が５０人以下の会社であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

⑸　有限責任事業組合契約に関する法律（平成１７年法律第４０号）第２条に規定する有限責任事業組合

⑹　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成１０年法律第９０号）第２条第２項に規定する投資事業有限責任組合

⑺　中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）第３条に規定する中小企業等協同組合

⑻　農業協同組合法（昭和２２年法律第１３２号）第７２条の３に規定する農事組合法人

２　この告示において「暴力団等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

⑴　暴力団（さいたま市暴力団排除条例（平成２４年さいたま市条例第８６号。以下「暴力団排除条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

⑵　暴力団員（暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

⑶　暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者をいう。）

⑷　前３号に準じるもので市長が別に定めるもの

３　この告示において「暴力団等関係企業」とは、次の各号のいずれかに該当する企業をいう。

⑴　暴力団等が経営を支配していると認められる企業

⑵　暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる企業

⑶　暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる企業

⑷　役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる企業

⑸　暴力団等を不当に利用していると認められる企業

（ＣＳＲチェックリスト）

第３条　市長は、市内の中小企業がＣＳＲを推進すべき指針として作成するＣＳＲチェックリスト（以下「チェックリスト」という。）に、企業が法令を遵守しながら経済的利益を追求し、企業価値を維持していく責任に関する項目（以下「守るＣＳＲ」という。）及び企業が事業活動を通じ、社会問題に参画することで企業価値を創造し、その成果を社会と共有する責任に関する項目（以下「伸ばすＣＳＲ」という。）を記載するものとする。

（募集）

第４条　さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業の認証申請の募集は、毎年度１回、期間を定めて行うものとする。

（申請）

第５条　さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業の認証を申請できる者は、次の各号のいずれにも該当する中小企業とする。

⑴　市内に本社又は本店を有する中小企業

⑵　申請日現在において、市内で３年以上継続して事業を営んでいる中小企業

２　さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業の認証を受けようとする者（以下「申請企業」という。）は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を市長に提出しなければならない。

⑴　さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証申請書（様式第１号）

⑵　さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業の認証に係る誓約書（様式第２号）

⑶　さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証制度応募用チェックリストの自己診断結果票

⑷　登記事項証明書、定款その他の書類で市内で３年以上継続して事業を営んでいることを証明するもの

⑸　許認可等を要する業にあっては、当該許認可等を受けていることを証する書類の写し

⑹　直近の法人市民税納税証明書の写し

⑺　申請日の属する事業年度以前直近２期分の貸借対照表及び損益計算書

⑻　会社案内、パンフレットその他の申請企業の事業内容を紹介するもの

⑼　前各号に掲げるもののほか、申請様式の記載内容を補足するもの

（欠格事由）

第６条　次の各号のいずれかに該当する企業は、さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業の認証を受けることができない。

⑴　暴力団等関係企業

⑵　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業に該当し、又は類似する企業

⑶　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てがなされた企業

⑷　法人税、法人市民税、労働保険料その他の租税公課（現に納付手続又は行政審

判を行っているものを除く。）を滞納している企業

⑸　労働基準監督署からの是正勧告（必要な措置の実施について労働基準監督署に報告をした場合を除く。）を受けた企業で、当該是正勧告の日から３年を経過していないもの

⑹　事業に関して法令に違反し、国又は地方公共団体から行政処分を受けた企業で、当該処分の日から３年を経過していないもの

⑺　営業上の便宜を得る目的で、政治家及び国又は地方公共団体の公務員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる企業

⑻　直近の２会計年度において、連続して債務超過であり、かつ、連続して赤字である企業

⑼　前各号に掲げるもののほか、公の秩序若しくは善良な風俗に反するおそれがあると認められる企業

（審査）

第７条　市長は、第５条第２項の規定による申請があったときは、当該申請書等に記載された事項（以下「申請内容」という。）を審査するものとする。

２　市長は、申請企業に対し、申請内容に関する説明又は意見を聴くことができる。

３　市長は、申請企業に対し、申請内容に関する現地調査を実施し、及び必要な資料の提出を求めることができる。

（調査等の実施）

第８条　市長は、前条に規定する審査に当たり、次に掲げる調査等を実施する。

⑴　関係書類と照合し、申請内容の整合性及び第６条各号に規定する欠格事由の該当状況を確認する書類調査

⑵　申請企業の代表者、役員及び従業員に対する聴取り、書類の閲覧及び照合、施設等の視察その他適当な方法による現地調査

２　前項の規定による調査等の実施に当たっては、必要に応じて申請企業に対して提出書類の修正又は追加を求めることができる。

（さいたま市ＣＳＲ推進会議による審査）

第９条　市長は、前条の規定による調査等を行った場合は、その調査結果を添えて、さいたま市附属機関の設置等に関する条例（平成２６年さいたま市条例第２号）別

表に規定するさいたま市ＣＳＲ推進会議（以下「推進会議」という。）に申請企業の認証について審査を行わせるものとする。

２　市長は、必要に応じて前条第１項第２号に規定する現地調査に推進会議の委員を参加させることができる。

３　推進会議は、第１項の規定による審査が終了したときは、その結果を遅滞なく市長に報告しなければならない。

（認証基準）

第１０条　認証に関する基準（以下「認証基準」という。）は、以下のとおりとする。

⑴　チェックリストに記載される「守るＣＳＲ」に掲げる自己診断に係る項目（当該申請企業に該当しない自己診断に係る項目を除く。）について、５０パーセント以上該当すること。

⑵　チェックリストに記載される「伸ばすＣＳＲ」に掲げる自己診断に係る項目について、２０パーセント以上該当すること。

（認証の決定）

第１１条　市長は、第９条第３項に規定する審査の結果を踏まえ、認証の可否を判断するものとする。

２　市長は、前項の場合において認証基準に適合すると判断したときは、さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業の認証を決定し、さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証書（様式第３号）を申請企業に交付するものとする。

３　市長は、第１項の場合において認証基準に適合しないと判断したときは、さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証申請に係る結果通知書（様式第４号）により、その旨を申請企業に通知するものとする。

（認証の表示）

第１２条　認証企業は、さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業の認証を受けたことを表示することができる。

（認証企業の支援）

第１３条　市長は、認証企業に対し必要に応じて適当な支援を行うものとする。

（認証内容の変更）

第１４条　認証企業は、さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証申請書の記載事項に変

更（市長が認める軽微な変更を除く。）が生じたときは、さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証申請事項変更届出書（様式第５号）に当該変更内容を記載し、速やかに市長に提出しなければならない。

（認証期間）

第１５条　さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証の有効期間は、第１１条第２項の規定により認証を決定した日から２年を経過した日以後の最初の３月３１日までとする。

（認証の取消し）

第１６条　市長は、認証企業が次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消すことができる。

⑴　第５条第１項第１号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

⑵　第６条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

⑶　虚偽の申請により認証を受けたとき。

⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が不適格と判断したとき。

（損害賠償）

第１７条　認証企業の事業活動等により、第三者に対する市の損害賠償債務が生じた場合には、認証企業は、当該損害賠償債務を引き受けるものとする。

（その他）

第１８条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成２４年８月３１日から施行する。

附　則

この告示は、平成２６年４月１日から施行する。

様式第１号(第５条関係)

年　　月　　日

さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証申請書

(宛先)さいたま市長

本社又は本店所　在　地	〒　　　－ さいたま市　　区
フリガナ	
企　業　名	
フリガナ	
代表者氏名	印

さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業の認証を受けたいので、必要な書類を添えて次のとおり申請します。

１　企業概要

設立年月日	年　　月　　日	
資　本　金	円	
従業員数	名（うち正社員　　　名）	
ホームページＵ　Ｒ　Ｌ	http://	
業種番号		※別紙の「業種分類表」から最も該当する番号を１つだけ選んでください。
事業概要		

2　これまで取り組んできたＣＳＲ活動実績

3　応募動機・目的

4　今後取り組みたいＣＳＲ活動のテーマ・目標

5　ご連絡担当者

フ　リ　ガ　ナ		部署・役職	
氏　　　　名			
連 絡 先 住 所	〒　　　－		
電　話　番　号	(代表)	(直通)	
Ｆ Ａ Ｘ 番 号			
メールアドレス			

備　考

申請に必要な書類は、次のとおりです。

⑴　さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業の認証に係る誓約書（様式第２号）

⑵　さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証制度応募用チェックリストの自己診断結果票

⑶　登記事項証明書、定款その他の書類で市内で３年以上継続して事業を営んでいることを証明するもの

⑷　許認可等を要する業にあっては、当該許認可等を受けていることを証する書類の写し

⑸　直近の法人市民税納税証明書の写し

⑹　申請日の属する事業年度以前直近２期分の貸借対照表及び損益計算書

⑺　会社案内、パンフレットその他の申請企業の事業内容を紹介するもの

⑻　その他申請様式の記載内容を補足するもの

※　なお、今後の審査において、追加して資料の提出をお願いする場合もありますので、あらかじめご了承ください。

別　紙　業種分類表

この番号を企業概要の「業種番号」に記入

1	農業、林業	
2	漁業	
3	鉱業、採石業、砂利採取業	
4	建設業	総合建設業
5		職別工事業（6を除く）
6		設備工事業
7	製造業	食料品製造業
8		食料･たばこ･飼料製造業
9		繊維工業
10		木材･木製品製造業(家具を除く)
11		家具･装備品製造業
12		パルプ･紙･紙加工品製造業
13		印刷･同関連業
14		化学工業
15		石油製品･石炭製品製造業
16		プラスチック製品製造業
17		ゴム製品製造業
18		なめし革･同製品･毛皮製造業
19		窯業･土石製品製造業
20		鉄鋼業
21		非鉄金属製造業
22		金属製品製造業
23		はん用機械器具製造業
24		生産用機械器具製造業
25		業務用機械器具製造業
26		電子部品･デバイス･電子回路製造業
27		電気機械器具製造業
28		情報通信機械器具製造業
29		輸送用機械器具製造業
30		その他製造業
31	電気･ガス･熱供給･水道業	
32	情報通信業	通信業
33		放送業
34		情報サービス業
35		インタネット附随サービス業
36		映像･音声･文字情報制作業
37	運輸業･郵便業	

この番号を企業概要の「業種番号」に記入

38	卸売業	各種商品卸売業
39		繊維･衣服等卸売業
40		飲食料品卸売業
41		建築資材、鉱物･金属材料等卸売業
42		機械器具卸売業
43		その他の卸売業
44	小売業	各種商品小売業
45		織物･衣服･身に回り品小売業
46		飲食料品小売業
47		機械器具小売業
48		その他の小売業
49		無店舗小売業
50	金融業、保険業	
51	不動産業、物品賃貸業	
52	学術研究、専門･技術サービス業	学術･開発研究機関
53		専門サービス業(他に分類されないもの)
54		広告業
55		技術サービス業(他に分類されないもの)
56	宿泊業、飲食サービス業	宿泊業
57		飲食店
58		持ち帰り･配達飲食サービス業
59	生活関連サービス、娯楽業	選択･理容･美容･浴場業
60		その他の生活関連サービス業
61		娯楽業
62	教育、学習支援業	
63	医療･福祉	医療業
64		保健衛生
65		社会保険･社会福祉･介護事業
66	複合サービス業	
67	その他サービス業	廃棄物処理業
68		自動車整備業
69		機械等修理業
70		職業紹介･労働者派遣業
71		その他の事業サービス業
72		その他のサービス業
73	その他	

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業の認証に係る誓約書

（宛先）さいたま市長

本社又は本店所　　在　　地	〒　　　－ さいたま市　　区
フリガナ	
企　　業　　名	
フリガナ	
代 表 者 氏 名	㊞

さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業の申請にあたり、さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証制度要綱（以下「要綱」という。）を遵守するとともに、次の事項について相違ないことを誓約します。また、今後においても、同様に誓約します。

なお、本誓約書の内容に虚偽が認められた場合は、要綱第１６条の規定により、認証の取消しを受けることに同意します。

１　当社は、暴力団等関係企業ではありません。

２　当社は、法人税、法人市民税等、労働保険料その他の租税公課（現に納付手続き中又は行政審判を行っているものを除く）に一切の滞納がありません。

３　当社は、過去３年間、事業に関して法令に違反したことにより行政処分を受けたことはありません。

４　当社は、適用される全ての法令を遵守しています。

５　さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証制度応募用チェックリストの自己診断結果票に虚偽の記載はありません。

６　当社の事業活動等を原因として、第三者に対する市の損害賠償責務が生じた場合は、要綱第１７条の規定により、当該損害賠償債務を引き受け、対処します。

７　申請書類に係る現地調査の実施にあたり、従業員の申告及び聴取りへの回答等に関し、圧迫及び威圧的言動を伴う指示若しくは不利益処遇の予告又はこれに類する言動を行いません。また、従業員の申告及び聴取りへの回答結果を理由として、従業員に対して不利益処遇を行いません。

様式第３号(第１１条関係)

認証第　　　　　　　号

さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証書

（名称）

上記企業を、さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証制度要綱第１１条第２項の規定に基づき、さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業として認証する。

認証の有効期限は、　　年　　月　　日までとする。

年　　月　　日

さいたま市長　　清　水　勇　人　　　　印

様式第４号(第１１条関係)

年　　月　　日

第　　　　　号

（企　業　名）

（代表者氏名）

さいたま市長　　　　　　　　印

さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証申請に係る結果通知書

年　　月　　日に受け付けた標記の認証申請については、次の理由により、認証に至らないものと決定いたしました。

（理由）

様式第５号(第１４条関係)

年　　月　　日

さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証申請事項変更届出書

（宛先）さいたま市長

本社又は本店所在地	〒　　－ さいたま市　　　　　区
企業名	
フリガナ	
代表者氏名	㊞

さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業の申請内容に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

１　認証番号

２　変更内容

変更前	変更後

３　変更理由

参考資料５　さいたま市ＣＳＲチェックリスト（第２版）

…別にデータを公開しております（冊子のため省略いたします）。

参考資料６　さいたま市ＣＳＲガイダンス

…別に公開しております（冊子のため省略いたします）。

さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業
ロゴマーク取扱説明書

商標登録第５６６９８９１号

さいたま市

【使用目的・用途】

さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業認証事業は、ＣＳＲの推進を図ろうとする意欲があり、かつ一定の基準を満たす市内中小企業を「さいたま市ＣＳＲチャレンジ企業」としてさいたま市が認証する制度です。

認証企業におけるＣＳＲ経営のさらなる向上支援を通じて、地域経済の持続可能な発展やさいたま市産業のイメージアップ、さらに社会課題の解決促進を図ります。

これまでの企業の成長促進を応援する施策とは違い、ＣＳＲチャレンジ企業認証制度では企業がきちんと STEP BY STEP で伸びていける足腰の強い企業になることを支援するものです。

本ロゴマークは、認証企業のシンボルとしてさいたま市が使用するほか、さいたま市が認証した企業においてステータスのひとつとして企業ＰＲなど様々な企業活動のなかで表示できるものとします。

【デザインコンセプト】

このロゴマークは、日本で古くから親しまれている農業と商工業の守り神である「お稲荷さん」をモチーフにしており、企業と地域社会の調和と多様性を、上を向いているのはその発展を意味しています。

また、左右に配している１０の花は市民に親しまれている市の花のサクラソウと、さいたま市にある１０区（西区、北区、大宮区、見沼区、中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、岩槻区）をイメージしています。

【使用方法】

ロゴマークは単体で使用するほか、使用用途に合わせて「名称」と組み合わせて使用することも可能です。（例：認証企業社員の名刺、認証企業のホームページなど）認証された企業がその認証されたことの証として使用する場合や企業活動を想定した場合など目的に合わせて「名称」を組み合わせます。

【注意点】

ロゴマークは商標登録（申請中）です。さいたま市の承諾なしに使用することを一切禁止します。

また、次のような使い方は禁止します。

① カラーで使用する際、配色を変えること
② ロゴマークの形を変えること
③ 指定名称以外の名称を組み合わせること
④ 記号などを組み合わせること
⑤ ロゴマークの一部を省くこと

なお、ロゴマークを使用できるのは認証期間中ですので、認証期限を過ぎた企業は使用できません。

【ロゴマーク管理者】

さいたま市 経済局 経済部 経済政策課
TEL :048-829-1362　FAX:048-829-1944
E-mail:keizai-seisaku@city.saitama.or.jp

※　本取扱説明書に記載された以外の使い方やご不明な点は、
　　必ず事前に確認の上ご使用ください。

平成２６年6月追記

参考資料９　さいたま市ＣＳＲセミナー２０１４チラシ

…ファイルが大きいため、別ファイルにて公開しております。

参考資料 10　さいたま市産業振興ビジョン

…別に公開しております（冊子のため省略いたします）